

原子力発電所の新規制基準施行に当たっての申し入れ

原子力発電所の新しい規制基準については、去る5月23日、原子力規制庁から説明を受け、厳格な審査や事業者に対する適切な指導、原子力防災体制等について、関西広域連合として、政府及び原子力規制委員会に申し入れを行った。

その後、原子力規制委員会において新規制基準が決定され、7月8日に施行されることとなった。

一方、大飯発電所についても、新規制基準案に基づく確認作業が行われ、間もなく運転継続について支障ない旨の報告が行われるとの報道がなされている。

今後、新規制基準に基づき、原子力発電所の審査が行われ、政府において再稼働が進められることが見込まれる一方で、廃炉せざるを得ない発電所も生じることが予測される。

これらの状況を踏まえ、5月23日の申し入れに加えて、下記の事項について要請するので、政府及び原子力規制委員会においては、責任ある対応をされたい。

記

- 1 大飯原発について実施してきた新規制基準案に基づく確認作業の結果について、速やかに当広域連合を含め関係地方公共団体に説明するとともに、直下の断層の評価についても、これを速やかに行うこと。
- 2 新規制基準に基づき、原子力発電所の再稼働についての審査がなされ、再稼働の判断を行う場合には、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得ること。
- 3 新規制基準によって新たに求められる原子力発電所の機能のうち、整備が猶予されるものについても、その迅速な整備が求められることから、事業者に対し、周辺部を含め関係地方公共団体に具体的な整備スケジュール等について説明を行い、理解を得るとともに、可及的速やかに対策を完了するよう指導すること。また、国として必要な支援をすること。
- 4 新規制基準施行により再稼働が困難になる発電所に対しては、事業者の経営問題や立地地域の経済への影響などの社会的な課題に対応していくため、廃炉を円滑に進める法的な仕組みづくりを早急に行うこと。

なお、活断層等の基準の強化により、廃炉せざるを得なくなった発電所については、これまで国の設置許可のもとに適切に発電事業を行ってきたことに鑑み、国が廃炉に関して支援を行うとともに、地元経済への影響についても配慮すること。

平成25年6月29日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)